

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県立新屋運動広場	設置年	平成 18 年
所在地	秋田市豊岩石田坂字館野21－9		
指定管理者	特定非営利活動法人スポーツクラブあきた		
県所管課	スポーツ振興	課	スポーツ施設 チーム

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、スポーツに親しむ環境の整備を行うための施設として、県内トップスポーツチームの練習場として使用されているほか、子どもから高齢者までの生涯スポーツの拠点となっている。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための					
	本県の競技力向上とスポーツの裾野拡大、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係の拡大を推進するため、施設の有効活用を図る。					
施設の面積	敷地面積 32,479.16㎡、建床面積 196.50㎡、延床面積 259.50㎡					
主な設置施設	メイングラウンド、サブグラウンド、管理棟、夜間照明					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別添資料による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R3.4.1		～ R8.3.31		
	営業期間・時間	年末年始・冬期間を除く午前8時～午後9時				
	(1)受付案内業務 (2)維持管理業務 (3)スポーツ振興業務 (4)その他、新屋運動広場の管理運営に必要と認める業務					
自主事業の内容	・ジュニアサッカー教室 ・ユースサッカー教室 ・中学生サッカー交流会					
直近3年の年間利用者数	R4	21,702 人	R5	22,970 人	R6	23,007 人
直近3年の年間利用収入	R4	914 千円	R5	944 千円	R6	945 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		13,801	14,505	14,505	14,505	14,505
利用料金収入						
指定管理料		13,801	14,505	14,505	14,505	14,505
その他収入						
支出 計		13,716	14,393	14,414	14,462	14,449
人件費		5,024	5,145	5,188	5,134	5,222
光熱水費		2,304	1,982	2,685	3,855	3,227
修繕費		515	364	489	432	358
外部委託費		424	430	438	448	448
その他経費		5,449	6,472	5,614	4,593	5,194
差 引		85	112	91	43	56

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

＜観点Ⅰ＞ 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度の目標	利用者数 20,500人
----------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度の実績	実績	23,007人	達成率	112.0%	
	具体的な取組とその効果	芝生の維持管理を継続して実施したとともに、芝生の張替えを行い前年よりも利用しやすい環境に整備した。年間で計画されていた大会等も予定通り開催された。			
直近3年の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	16,040	16,040	16,360	
	実績	21,702	22,970	21,702	
	達成率	135.3%	143.2%	132.7%	
令和7年度の目標 (設定根拠)	目標	20,900人			
	設定根拠	前年度の利用者数目標を参考に、400人増の20,900人に設定した。自主事業の大会等の実施により、利用者数400人増としました。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

＜観点Ⅰ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	令和6年度の目標達成と前年度実績を上回ることができた。今後も利用者の皆様に安全で安心できる施設環境を整備していきたい。
	県(所管課)	A	地域のスポーツ団体による安定的な利用により、利用者数の目標達成につながっている。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	94.2%		
	具体的な 取組と その効果	アンケート調査や利用者の皆様からの要望や意見には可能な限り対応・改善に取り組んでいる。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	92.3%	91.6%	93.7%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	令和6年度の満足度は94.2%となった。引き続き利用者の皆様からの要望や意見を参考に快適な施設の提供に取り組み満足度の向上努めていきたい。
	県 (所管課)	A	利用者からの意見や要望に適切に対応してきたことが、高い利用者満足度の維持に寄与していると考えられる。直近3年間の中で最も満足度が高いことから、サービスの質が向上していることがうかがえる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	支出総額、前年度に比べ微減となっている。
	具体的な 取組と その効果	物価高騰や賃金の改正等があったが、照明や冷暖房等必要な場合のみ使用。軽微な修繕は、できる限り自前での対応に努めた結果微減となった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

＜観点Ⅲ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	経費については、価格高騰や賃金の改定等があったが、職員全員で節電・節約に努め、経費を抑える努力の結果により経費低減の効果があったものと考えております。
	県 (所管課)	B	価格高騰の他、前年度に比べて利用者も増加している中で、光熱水費などの経費削減を実現している。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、施設の管理業務に支障は生じないように努めた。 ○職員の資質向上 運動広場の運営、維持管理、個人情報の保護など適正な管理運営を行うため、職員の知識・情報を共有し施設管理に生かすよう努めた。 更なる良質なサービスの提供を心がけるため、アンケート調査や利用者の皆様からの声を参考にサービスの向上に努めた。 ○安全対策及び緊急時の対応 危機管理マニュアル及び緊急時連絡体制を整備している。 利用者の皆様が安全で安心して利用できるよう、施設内の日常点検を実施し、利用者の皆様の安全確保に努めた。 ○施設の利用促進 利用者の皆様が気持ちよく活動できるよう、芝生の質の向上・芝生の張替えを実施また、クラブハウスの機能を充実させ、快適に利用できる施設の提供に取り組みました。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	令和6年度は、利用者数・利用収入共に目標を達成できた。 施設の管理運営に関しては、利用者の皆様が安全で安心して快適に利用できる施設の提供に努め、適正に管理しているものと考えております。
	県 (所管課)	B	利用者数が増加している中で高い利用者満足度を維持していることから、施設管理者の管理運営が適切になされていることがうかがえる。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進や子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。また、県内のトップスポーツチームの練習場としても機能していて、競技力の向上にも寄与している。
○施設運営の課題
築後36年が経過し、設備等の経年劣化が見られるため、改修等を計画的に行う必要がある。特に生産が終了している既存照明設備(水銀灯)の対応が懸念される。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を実施しながら、トップスポーツチームや県民の利用を促進することで、競技力の向上及び幅広い世代のスポーツ機会の創出を図る。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、令和8年度から利用料金併用制を導入するほか、情勢に応じた利用料金の引き上げを行うこととしている。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和6年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
・利用者数の目標を達成している点は評価できる。
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)
・利用者が秋田市内が主である状況が推察されることから、広域自治体である県が所有する必要があるのか検討が必要。 ・利用料金制へ移行することだが、提供サービスに対して条例額が低廉ではないか検証が必要。低廉である場合は、指定管理者の収支に影響を及ぼすことから、条例改正も見据えた対応について要検討。

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和6年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
・利用者の皆様が快適にグラウンドを利用するために、芝生の整備を実施し利用者数の増加に結びつける。 ・施設の日常点検を実施し、安全・安心できる施設の提供に努める。 ・物価上昇・人件費の高騰等による経費の増加に対応した適正な管理費用に取り組んでいきたい。
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)
・今後の施設のあり方について、地元自治体への譲渡を見据え、秋田市と意見交換を行う予定。 ・県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等について検討する。

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

○秋田県立運動広場条例

昭和四十九年六月七日
秋田県条例第四十四号

〔秋田県立向浜運動広場条例〕をここに公布する。

秋田県立運動広場条例

(平一五条例五五・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、運動広場を設置する。

(昭五七条例四三・平一五条例五五・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県立向浜運動広場	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の六
秋田県立新屋運動広場	秋田市豊岩石田坂字館野二十一番地の九

(平一五条例五五・追加、平一七条例八二・一部改正)

(運動広場の施設)

第三条 運動広場に、次に掲げる施設を設ける。

一 秋田県立向浜運動広場

(一) 野球広場

(二) テニスコート

二 秋田県立新屋運動広場

ラグビー・サッカー場

(昭四九条例五八・平一二条例一三六・一部改正、平一五条例五五・旧第二条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第四条 運動広場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平一五条例五五・旧第三条繰下、平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第六条 運動広場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、運動広場を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第五条繰上、平三条例一三・一部改正、平一五条例五五・旧第四条繰下、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(使用料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一五条例五五・旧第五条繰下、平一七条例八二・旧第六条繰下)

(使用料の不還付)

第八条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により運動広場を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第七条繰上、平一五条例五五・旧第六条繰下、平一七条例八二・旧第七条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該運動広場の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて運動広場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一四号で昭和四九年七月二〇日から施行)

附 則(昭和四九年年例第五八号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一八号で昭和四九年一〇月一〇日から施行)

附 則(昭和五五年年例第二五号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年年例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年年例第二七号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年年例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五一号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四八号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一三六号)

この条例は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則(平成一五年年例第五五号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七年年例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一〇号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第六条関係)

(昭五五条例二五・追加、昭六〇条例二七・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五一・平八条例四八・平九条例七・平一二条例一三六・平一五条例五五・平一七条例八二・平二六条例三六・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 施設使用料

区分		使用料の額 (一面一時間につき)
野球広場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円
テニスコート	平日	二二〇円
	土曜日・日曜日・休日	四四〇円
ラグビー・サッカー場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円

備考

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 夜間照明設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
野球広場	一面一時間につき	二、二四〇円
テニスコート	一面一時間につき	六七〇円
ラグビー・サッカー場	一基一時間につき	三一〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。

